

# 平成 30 年度 地域ケアプラザ事業計画書

## 1 施設名

横浜市磯子地域ケアプラザ

## 2 事業計画

### 1 全事業共通

#### 地域の現状と課題について

磯子地区は、横浜市内で5番目に高齢化率が高く、1人暮らしや高齢者世帯、認知症高齢者が増えています。

磯子駅周辺の中高層住宅等では特に、キーパーソンが見つかりにくく、親族の支援が望めないなど、高齢者の孤立が目立ち、医療・食事・生活環境・経済的困難等の問題が見られます。認知症、ごみ屋敷、セルフネグレクト等、かかわり方が難しいケースも多くあります。

また、森1丁目地区では、サロン活動が活発なマンションと、そうではないマンションとの間には大きな差があります。

駅から離れた丘陵地では、公共交通の便が悪く、商業施設や医療機関が不足しているため、高齢者や障がい者は、外出や買い物等の生活課題が心配な状況です。前期高齢者率も高く、今後、後期高齢者の急増が予測されます。しかし、相談は少なく、表面化していません。(磯子5.6丁目 H30.1～相談が急増)

また、16町内会のうち8町内会では町内会館が無く、複数の町内会で共有せざるを得ないなど、住民が集える場所の確保が困難なため、地域活動の場が少ない現状があります。結果、丘陵地では、身近なところで参加できる介護予防活動拠点を作ることが難しくなっています。

更には、支援者の高齢化、次世代への引継の困難等、課題も見られます。

#### (1) 相談（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

ア 高齢者・障害・子ども等幅広い分野の相談について、相談者に情報提供をします。窓口には制度施策や社会資源等の資料を揃え、地域の方に見易いよう、掲示や配架方法を工夫します。

イ 事業ごとに行うアンケートや、利用者アンケート、日頃のお客様との会話、地域アセスメント等を通じ、地域の特徴やニーズを把握し、相談や情報提供に努めます。

ウ 窓口や電話だけではなく、自主企画事業や出張講座、会議、イベント等においても相談を受けられるような体制をつくり、情報発信にも努めます。

エ 「何か困ったことがあったときにはケアプラザに相談しよう」と思っただけのように、「福祉総合相談窓口」としての施設の周知に努めます。

オ 相談事例については、相談から支援までの情報が各担当者間で共有できるようにします。

#### (2) 各事業の連携

ア 所長、5職種が連携し、それぞれの視点を取り入れた地域支援を行います。

- イ 地域の事業所や自治会町内会等に出向き、出張講座や、磯子区徘徊高齢者あんしんネットワークや地域包括支援センターの周知、ケアプラザ事業の紹介等を、5職種が連携して行います。
- ウ 毎月、所長とともに5職種会議を開催して地域情報を共有するとともに、共催事業の検討や実施に向けての打ち合わせを行います。
- エ 年1回以上、5職種協働して地域アセスメントを実施し、地域資源の見直し、地域アセスメントシートの更新を行い、今現在の地域特性を共有します。
- オ 地域包括支援センターが把握した課題を、支援体制や啓発事業等へつなげていきます。
- カ 各コーディネーターが把握した地域ニーズを、地域包括支援センターと情報共有し、事業や支援につなげていきます。
- キ 集える場所を必要としている地域ニーズや担い手不足、高台の問題等、地域の特徴に合わせ、各部門の専門性を活かした新たな事業の企画につなげます。

### (3) 職員体制・育成、公正・中立性の確保

法人の「人を大切にし、ともに育ちあう」理念の下、「人材育成ビジョン」及び「人材育成計画」を推進し、優秀な人材の確保や育成に努め、地域ケアプラザとしての業務に支障を来さないように努めます。

- ア 昇進試験制度や目標設定による業務管理、アントレプレナーシップを推奨するほか、表彰制度等、意欲的に職員育成制度を進めます。
- イ 年度当初に、法人・磯子地域ケアプラザともにそれぞれ年間研修計画を立て、それに準じて育成に努めます。
- ウ 独立した研修センターを設置し、職種、入社年数、経験年数等、多様な階層の研修を実施し、人材育成とそれぞれの資質向上に努めます。
- エ 新採用者には、独自の研修プログラムや育成プログラムを実施し、その後も段階的に、その成長に合わせた研修を行います。特に、感情労働であることを重要視し、ストレス対応に重きを置いたフォローアップ研修にて、メンタル面にもきめ細かく対応します。  
磯子地域ケアプラザにおいても、全職員・スタッフに対して、メンタルヘルス研修（アンガーマネジメント等）を毎年実施し、心身の安定した状態を維持できるよう努めます。
- オ 今後、子育て支援もより推進する必要があるとの考えから、職員を積極的に子供に関する研修に参加させます。
- カ 職員育成に関しては、健全な職場環境や体制作りが不可欠との考えから、毎月、産業医を迎えて安全衛生委員会を行い、環境整備や職員の心身の健康に関して学び、働きやすい環境に整えます。更に、心身の不調の職員に関しては、産業医が面接を行い、診療につなげ、勤務調整を行いながらの職場復帰を支援します。
- キ 地域ケアプラザに勤務する者として、公平・中立の重要性を職員会議等で理解を促すとともに、特に意識すべき職種に関しては、更にその必要性を認識し、地域や他事業所からの信頼を得られるよう努めます。

ク 職員育成・指導に当たっては、自法人及び磯子地域ケアプラザの利益のみを追求するのではなく、公平・中立に他組織や他事業所の人材育成にも寄与し、広く地域住民の利益となるよう貢献します。

#### (4) 地域福祉保健のネットワーク構築

- ア 区役所、区社協、区内ケアプラザ等、地域の関係団体・関係機関と、「みる・きく・つなぐ地区別連絡会」などを通じ、定期的に話し合い、情報交換しながら、事業を開催します。
- イ 「スイッチON磯子」の推進に向け、区役所や区社協との取組の情報を、地域に向けて発信します。
- ウ 子育て支援事業所、自主活動団体との協働活動を積極的に行い、地域ネットワークを強めます。
- エ 協力医、地域医療専門職等とケアマネジャーとの連絡会、民生委員とケアマネジャーとの交流を図るための連絡会や合同勉強会を開催します。
- オ 連合町内会、地区社協、民児協等との会合に参加し、ネットワークの構築を図ります。更に、単位自治会町内会の状況を把握し、住民により身近な地域における福祉保健のニーズ・課題に対し、地域と連携して解決に向け取り組んでいきます。
- カ 子育て事業では、子育て拠点「いそピヨ」、こども家庭支援課との連携を図り、保健活動推進員、主任児童委員等とも連携します。また、区レベルや地区レベルの「子育て支援連絡会」に出席、連携し、地区では事業も実施します。
- キ 障害児支援事業では、小・中学校、区社協、区役所等と連携し、地域作業所のお菓子販売やパン販売にも協力します。また、「学齢障害児余暇支援連絡会」にも出席し、訓練会、親の会、その他団体と連携し事業を組み立てていきます。
- ク こども食堂「プラザ de ごはん」の活動を、区役所、区社協とともに支援し、ボランティアグループとの連絡調整や、後方支援を担います。
- ケ 磯子、屏風ヶ浦、汐見台地区の「子育て支援連絡会」主催で実施する「子育てフェスタ」に参加し、更に全体をとりまとめている「いそピヨ」や区役所の支援を行います。

#### (5) 区行政との協働

- ア 月に一度、区高齢・障害支援課と地域包括支援センターのカンファレンスを行い、地域高齢者の情報共有と、解決に向けての支援の役割分担を明確にします。
- イ 「みる・きく・つなぐ地区別連絡会」の開催を継続し、より密な情報交換に努めます。
- ウ 「スイッチON磯子」地域福祉保健計画の推進について、区役所・区社協と協働して地域を支援していきます。

- エ 「スイッチON磯子」事業として申請した体操教室が順調に継続し、他の自治会町内会からも今後手が挙がるように支援していきます。
- オ 区運営方針「地域の人たちとともに作る ぐらしやすいまち・いそご」を鑑み、自主企画事業を実施していきます。
- カ 「いそごまつり」「健民祭」「いそっぴゴールデンウィーク」等、区内全域を対象とした事業にも積極的に参加します。
- キ ケアプラザ広報紙「コスモス」等を利用し、地域福祉保健計画の内容、趣旨を伝え、普及、啓発に努めます。
- ク 「よこはまシニアボランティアポイント制度」の普及に努めます。
- ケ ウォーキングポイントリーダーを設置し、事業の推進に努めています。
- コ 「生活困窮者自立支援事業」について区役所と連携を図り、活動場所の提供等の支援につなげていきます。
- サ 30年度の「いそプラまつり」では、地域住民の健康促進を目的に、区事業のためのスペースを提供します。

## 2 地域活動交流事業

### (1) 自主企画事業

- ア 高齢者支援事業、障害児・者支援事業、子育て支援事業、地域支援事業、ボランティア支援事業の5本柱で実施します。高齢者支援事業については、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターと連携し、調整しながら進めます。
- イ 事業で実施するアンケート結果や、日常の関わりの中から、利用者の声を吸い上げ、その地域ニーズを基に事業化できるものを発見していきます。
- ウ 区役所や区社協、区内地域ケアプラザ等の関連施設や地域ボランティア等と協力、連携しながら事業を展開します。
- エ 事業参加者が、地域の社会資源として活動していけるように、自主化に向け支援し、更に、活動が円滑に行われ、安定するまで後方支援します。
- オ 講師の選定において、地域資源を優先し活用します。
- カ 土日の利用率アップ、現役世代の事業参加もねらいとし、土日に実施する自主企画事業を計画します。
- キ 施設内だけでなく地域の小学校で福祉教育講座を区社協とともに実施します。
- ク 町内会館等にも出向き事業を実施します。
- ケ エリア内の小学校と連携し、こども達の絵を展示します。
- コ 全事業に対し、具体的な参加者数、ボランティア数等の目標値を設定し、随時検証します。

### (2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- ア ケアプラザで開催する祭りや事業、デイサービスなどで福祉保健活動団体等が活動する場を積極的に提供します。
- イ 窓口やホームページで、貸室の空き情報を提示し、福祉保健活動団体等が活動するための貸室情報を発信します。
- ウ 地域団体の活動が福祉保健活動に発展するよう、団体登録時や利用申込みの際に、ボランティア活動の勧めや、活動場所を案内します。
- エ ケアプラザを、福祉・保健活動団体の活動の場として地域の方に利用していただけるように、登録団体やボランティア団体の活動状況を館内に掲示します。
- オ 利用者の意見を反映できるようにアンケートを実施し、利用しやすい施設づくりに努めます。
- カ 登録している個人及び団体の活動の場が広がるように、地域のイベントや行事などの情報を紹介し、活動のコーディネートに努めます。
- キ 福祉保健活動団体としてケアプラザの部屋が利用できる旨を、写真等を用いて

広報紙に掲載し、利用につながるPRを行います。

ク 夜間月2回実施の「こども食堂」に場の提供を行います。

### (3) ボランティアの育成及びコーディネート

- ア 区社協で実施される「サマーボランティア」の受け入れを積極的に行い、中学生、高校生、大学生にボランティア体験の機会を提供します。
- イ サロン運営、子育て支援、世代間交流等、事業やイベントにボランティア活動を依頼し、地域力アップにつなげます。
- ウ 「ボランティア感謝会」を実施し、日頃の活動に関する感謝を伝えるとともに、ボランティア同士の情報交換を行い、活動の活発化を図ります。
- エ 「ボランティア感謝会」の中で、ボランティア講座を実施し、ボランティア自身の活動への振り返りと新たな意欲につながるよう工夫します。
- オ 区社協と連携し、区社協登録団体及びケアプラザ登録団体の情報を共有し、活用します。
- カ 「よこはまシニアボランティアポイント」対象施設として、ボランティア活動を支援します。
- キ 個々の団体が他の団体と協働し、自主企画事業の講師やボランティアとして、新たな活動へとつながるよう支援します。
- ク 「オレンジボランティア」の登録者を増やし、活動の場を提供できるように努めます。
- ケ ボランティア登録リストを部門別に整備し、個人情報の扱いに注意しながら、活用し、他のケアプラザとも情報交換します。
- コ 「障害児余暇支援事業」において、ボランティアに対し、当事者の保護者や活動ホームより、障害理解のための研修を行います。
- サ 事業開始前の30分を使い、ボランティアとしてその時々に必要なスキルアップの研修を行います。

### (4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- ア 地域の情報収集：
  - (7) 一人暮らし高齢者の「食事会」や、「地域運動会」、「学校行事」、「防災訓練」等に積極的に参加していく中で、地域住民、町内会・自治会、老人会、民児協や地区社協などから地域の情報を収集します。
  - (イ) 事業参加者の様子や変化などの情報を地域包括支援センターや生活支援コーディネーターと共有し、ニーズの把握に努めます。
  - (ウ) 「みる・きく・つなぐ地区別連絡会」で収集した情報を、地域に提供するため整理し活用します。
  - (エ) 地域包括支援センター、生活支援コーディネーターとともに収集した地域資源を、単位自治会町内会ごとの独自のアセスメントシートにまとめます。

イ 地域への情報提供：

- (7) 「スイッチON磯子」の説明や進捗状況等を、区役所、区社協と協力し、広報誌等も活用しながら地域に伝えていきます。
- (イ) 区役所や区社協からの情報や、自主企画事業、利用団体のチラシを館内に掲示し、情報提供に努めます。また、事業開催時においてもこれらの福祉保健活動の情報提供を行います。
- (ウ) 広報紙「コスモス」を年に4回、定期発行し、地域へ情報発信します。
- (エ) ホームページや区イベントカレンダーを充実させます。プラザオリジナルのホームページは、月8回以上更新します。
- (オ) 全貸館団体に実施した、活動内容や、地域の方の受け入れ状況等のアンケート結果を基に、地域の活動団体情報としてカード形式でロビーに掲示し、情報提供をします。新規の団体登録があった場合は、随時掲示を更新します。
- (カ) 地区社協・連合町内会・地区民児協・地域のサロンや、昼食会等の福祉保健活動団体や人材などの社会資源情報を地域に提供します。
- (キ) 「みる・きく・つなぐ地区別連絡会」で地域に提供できる「情報地図」を作成します。

### 3 生活支援体制整備事業

#### (1) 事業実施体制

- ア 地域に出向いて得た情報は、5職種で情報共有し、地域支援に役立てます。
- イ 地域活動交流コーディネーターと共催事業を実施します。
- ウ 高齢者の見守り事業として、高齢者世帯や、独居高齢者への「配食サービス」の立上げ支援を行うため、5職種で連携して実施します。

#### (2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

- ア 自治会町内会や、シニアクラブの会議やサロン等に参加し、地域活動の現状把握を行います。
- イ 『地域資源情報ガイド』の内容を確認し、年1回最新情報に更新して、自治会町内会、民生委員、介護サービス事業所に配布します。
- ウ 毎月5職種連携会議を行い、情報提供と、情報共有を行います。また、アセスメントシートを最新情報に更新します。

#### (3) 連携・協議の場

- ア 地域サロン、自治会町内会・シニアクラブの行事に参加し、地域情報を収集し、顔の見える関係づくりを行います。
- イ 「地域の集まる場所がない」「ちょっとした困りごとを解決してくれるようなボランティア団体がない」等の地域課題を解決するために、地域住民や活動団体との話し合いの場として、協議体を設置・開催します。
- ウ 地域包括支援センターエリアと、連町会エリアの重なる地区に関しては、屏風ヶ浦地域ケアプラザや、根岸地域ケアプラザの生活支援コーディネーターと情報共有し、連携します。
- エ 介護予防・認知症予防のための居場所づくりに向けて、地域包括支援センターと連携します。
- オ 地域の方が様々な地域活動に参加するきっかけづくりの講座を、地域活動交流コーディネーターと共催して行います。

#### (4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

- ア 毎月、生活支援コーディネーター連絡会に参加し、区役所・区社協・他ケアプラザの生活支援コーディネーターと情報共有し、課題解決に向けて意見交換や、情報提供をします。
- イ 区域の重なる他ケアプラザと連携して、地域づくりを行います。

## 4 地域包括支援センター運営事業

### (1) 総合相談支援業務

#### ①地域におけるネットワークの構築

- ア 個人の課題を地域の課題として考える「地域ケア会議」を開催し、民生委員、自治会町内会役員等、地域で活動する方々、サービス事業所職員、医療関係者、行政職員、社協職員、地域住民、民生委員などとのネットワークを更に強化します。
- イ 地域で行われる会議（連町会、民児協、介護・医療連携推進会議、地域密着型通所介護運営推進会議等）に参加し、互いに地域情報を共有し、ネットワークの構築に努めます。
- ウ 密度の濃い情報交換を行い、ともに解決の方向性が図れるよう、担当地区の民生委員児童委員連絡協議会の開始前の時間を使い、数名ずつ民生委員を招き、情報交換や相談の場を年8回持ちます。

#### ②実態把握

- ア 相談を地区・町別に集計し、相談・支援内容と地域性との関係、地区ごとの特性や課題について分析し、効率的でより良い支援に役立てます。
- イ 5職種で協同し、細分化した地域（丁目ごと）の情報を確認し、地域アセスメントシートを更新します。
- ウ 自主企画事業の開催時に実施する参加者アンケートや毎年各事業で行うアンケートからの声を活かした事業運営をします。
- エ 地域情報をより把握している民生委員と定期的に地域の一人暮らし高齢者の情報交換や地域課題の共有をします。

#### ③総合相談支援

- ア 相談に対し丁寧に対応しながらアセスメントを行い、適切な情報を伝え、必要な制度やサービス等につなげます。専門性の高い相談にも対応できるよう、地域包括支援センター内・所長と情報共有や意見交換を行い、支援内容を共有します。また、定期的に研修に参加し、最新の情報収集と技術の研鑽に努めます。
- イ より身近な相談窓口と親しんでいただけるよう、広報での周知の他、自治会・町内会・サロン等の集まりに積極的に出席し、地域包括支援センターの機能や役割について分かりやすく周知を行い、“困ったら相談するところ”という認識を得られるように努めます。電話や来所での対応だけでなく、来所できない人に対しては、積極的に自宅や病院等を訪問し、相談を受けます。

### (2) 権利擁護業務

#### ①成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

- ア 高齢者の尊厳を守り、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度についての講座や出前講座を行い、制度理解と利用促進を図ります。
- イ オレオレ詐欺、キャッシュカード詐欺等、高齢者への消費者被害対策のため、食

事会や自治会の会合などに出向き、被害の現状や対策を伝え被害を未然に防ぎます。警察や消費生活総合センターとも連携を図り、地域の被害状況の把握や対策に努めます。

ウ 最後まで自分らしく生きることをテーマとした「いきいきライフ講座」を開催します。内容としては、①成年後見制度 ②老後の住まい ③エンディングノートを予定しています。

エ 高齢者自身が自分を振り返り、本人の意思を尊重できる、「エンディングノート」の配布に努めます。自治会・町内会、食事会、サロンへ出張講座をして普及啓発をします。また、地域住民やケアマネジャー、民生委員からの相談の中で、必要な場合はノートを配布し、書き方についても支援し、利用を促進します。

## ②高齢者虐待への対応

ア 区高齢・障害支援課ケースワーカーと7ケアプラザ社会福祉士主催「高齢者虐待防止ネットワーク研修」を開催し、地域のケアマネジャーへ参加を促し、高齢者虐待未然防止の普及啓発及びそれらに纏わるネットワークづくりに努めます。また、サービス事業所向けの「高齢者虐待防止研修」も実施します。

イ 民生委員やケアマネジャーを対象として、民児協やケアマネサロンで高齢者虐待講座を行い、関心を高め対応力の向上を図ります。また専門職として、虐待と疑われる場合は、ささいなことでも、区役所や地域包括支援センターと連携を取るよう意識付けし、未然防止と早期発見に努めます。更に、「認知症サポーター養成講座」においても、早期発見の重要性を伝え、気になる時はすぐ区役所や地域包括支援センターに連絡してもらえよう周知します。

ウ 養護者支援として、介護者の負担軽減を図るために、概ね毎月1回「介護者のつどい」を開催します。介護に纏わる情報提供や参加者同士が介護の悩み・経験を語り合い共有して、リフレッシュや癒しの場となることを目指します。「介護者のつどい」のチラシは、区役所や地区センター等に置き、連合町内会や民児協、ケアマネサロンなど各講座で配布し周知します。

## ③認知症

ア 認知症高齢者や軽度認知障害（MCI）や若年性認知症の早期発見、早期対応の為に、「ケアマネサロン」や「民生委員・ケアマネジャー連絡会」、地域の会合等で「磯子区徘徊高齢者あんしんネットワーク」や「オレンジガイド」を活用して周知していきます。

イ 地域の方々や学校、地域の事業所等を対象に認知症の理解を深め、ご本人とその家族を見守る為の「認知症サポーター養成講座」を開催し、徘徊高齢者の早期発見や認知症の方々を地域で見守り支えあう体制作りを目指します。（一般 年2回、学校、事業所等、要望に応じて随時）

ウ 地域内の7名のキャラバンメイトの協力のもと、寸劇を中心に「認知症サポーター養成」を開催し、認知症支援活動につなげる活動に取り組みます。

エ 「認知症キャラバンメイトの連絡会」を年3回開催し、「認知症サポーター養成講座」の対象者に合わせた寸劇の内容の確認を行います。また、認知症サポーターになった方々に「オレンジボランティア」にもなっただき、どのように活動につなげていくかなど検討します。

- オ 「介護者のつどい」を開催し、情報交換や悩みの共有をして、認知症の方を介護している介護者の心身の負担軽減を図り、安定して介護生活が継続できるよう支援します。
- カ 認知症の方やその家族などが気軽に立ち寄れる場として、「集いのカフェ」を開催し、引き続きの後方支援を行います。
- キ 「磯子区徘徊高齢者あんしんネットワーク」の推進、普及に努めます。今年度は地域の新聞販売店、スーパー、コンビニ等を訪問します。

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### ①地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ア 地域で開催される食事会や集まり等には5職種で積極的に参加して、介護保険制度の説明、地域包括支援センターの地域としての役割や、介護予防、認知症予防、権利擁護、オレオレ詐欺等について啓発活動を行います。民生委員と地域包括支援センターとの勉強会は定期的に開催し、地域との連携強化を図ります。
- イ 「民生委員とケアマネ連絡会」を年2回行い、「磯子区版民生委員、ケアマネジャー連絡票」の目的と活用の仕方、受け取った後の取り扱いについて説明し、民生委員、ケアマネジャー双方にそれぞれの役割や立場の違い、連携の取り方や必要性を周知していきます。連絡票を年2回更新します。
- ウ 「磯子区徘徊高齢者あんしんネットワーク」事業の検討会に参加します。今年度は地域の新聞販売店、スーパー、コンビニ等を訪問し、今後どのような形で地域に周知していったらよいか検討していきます。
- エ 地域のキャラバンメイト、区社協との連携体制を構築し、「認知症サポーター養成講座」を開催した後、サポーターになられた方々をボランティア登録へつなげていきます。(一般 2回、事業所、金融機関、学校等 随時)
- オ 「地域の認知症キャラバンメイト連絡会」を年3回開催し、講座の中の寸劇の内容、講座を受けた後のサポーターの活動について検討します。
- カ 磯子区デイサービス、デイケア情報シートの内容を年1回見直し、定期的に更新します。
- キ 区内の居宅介護支援事業所の、職員体制や新規受付状況「ケアマネ空き情報」を確認し(年6回)相談支援業務で活用していきます。
- ク 医療・保健・福祉の連携を目指し、「個別地域ケア会議」年3回、「包括レベル地域ケア会議」年1回を開催し、医療関係、行政職員、サービス事業所、民生委員、自治会・町内会役員、社協職員等、支援者間での関係構築と、地域の課題を共有し支援の方向性を確認していきます。

#### ②医療・介護の連携推進支援

- ア 訪問看護ステーションと区内7地域包括支援センター保健師等の連絡会で、お互いの役割と課題について情報共有します。
- イ 「ケアマネサロン」でエリア内の医療連携室、介護保険事業所、訪問看護、協力

医等との勉強会、事例検討会、虐待、権利擁護等についての勉強会、また磯子区内地域包括支援センター2ヶ所において「ケアマネサロン拡大版」を行い介護保険制度法改正、在宅医療連携拠点「かけはし」との連携等、ケアマネジャーの後方支援を行います。

ウ エリア内医療機関を訪問し、地域包括支援センターについて、「磯子区徘徊高齢者あんしんネットワーク」についてなど、普及啓発に努めます。

エ 医療との連携が必要な方や在宅での医療、介護でケアマネジャーが対応に苦慮する医療的困難ケース等について在宅医療連携拠点「かけはし」と連携します。

【区内7地域包括支援センター主任ケアマネジャーが協働して取り組むこと】

「磯子区医師会、訪問看護ステーション連絡会」、「磯子区ケアマネ連絡会」、磯子区役所等との協働で開催する「人材育成研修（医療・福祉連携交流会）」「磯子区在宅療養勉強会」については、区内地域包括支援センター主任ケアマネの代表3名が磯子区ケアマネ連絡会実行委員とともに内容を検討し医療との連携をテーマに実施します。

### ③ケアマネジャー支援

ア ケアマネジャーからの相談には随時対応し、必要時には同行訪問やサービス担当者会議に参加するなど、地域包括支援センターとしての公正中立な立場で支援の方向性を明確にしていきます。

イ エリアのケアマネジャーを対象に年6回、「ケアマネサロン」や「ケアマネサロン拡大版」を開催し、ケアマネジャー同士の交流の場を持ち、情報提供や勉強会を実施します。今年度は医療との連携、権利擁護についての勉強会、困難事例検討会や協力医との勉強会を予定しています。

【区内7地域包括支援センター主任ケアマネジャーが協働して取り組むこと】

新任ケアマネジャー研修 年2回の開催にあたり研修内容や開催時期の見直しをしていきます。

「ケアマネサロン拡大版」では区内地域包括支援センター2ヶ所に分けて介護保険制度法改正、医療、在宅療養拠点かけはし等について勉強会を行います。今年度も地域包括支援センター主任ケアマネジャーと磯子区内主任ケアマネジャーとの連携を図ります。

## (4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

### 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

ア 昨年度に継続して、今年度も「個別地域ケア会議」を年3回、「包括レベル地域ケア会議」を年1回開催していきます。民生委員、自治会・町内会役員など地域で活動する方、医療機関、区役所、区社協、高齢者住宅生活援助員等、多職種とのネットワークを更に強いものとし、個人が抱えている課題を地域の課題として様々な角度から捉えていけるような場となるように努めます。

イ 今年度は、認知症キャラバンメイトや認知症サポーターからオレンジボランティアに登録した方にも協力を仰ぎ、地域資源を活用した見守りの充実を目標に地域作りを目指します。

(5) 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）	
ア	ケアプラン作成にあたっては、介護予防に向けた目標を定め、自立支援型の介護予防マネジメントを実施します。本人や家族が主体的に参加し、具体的な活動ができるように情報提供を行い、生活の見直しや改善のための行動変容を行う支援を実施します。
イ	介護保険のサービスに留まらず、ケアプラザの自主企画事業や地域の体操グループ宅配弁当や地域のインフォーマルサービス等を紹介します。
ウ	介護予防事業についてのチラシや、地区の掲示板の利用、横浜市の広報掲載等で周知し、地区連合町内会に出席して事業紹介を行い、介護予防の理解を得るよう努めます。

(6) 一般介護予防事業

一般介護予防事業	
ア	介護予防普及強化事業として以下を実施します。 (ア) 担当エリア内で高齢化率が一番高く「一人暮らし」「認知症」の方の相談が多い地域にある第二磯子ハイツ自治会の方を中心に「出前健康講座」（全6回）を実施します。特に地区の特性を考慮し、認知症予防や権利擁護の普及に努め、地域の方々の関係づくりを推進します。そして、来年度以降も健康講座が継続されるように支援します。 (イ) 「体力測定会」を実施し、参加者自身の健康への取り組みを各自が評価する機会を作ります。また、「体力測定会」を介護予防教室のリーダーや保健活動推進員とともに実施することで、参加者の地域保健活動の意識向上を図ります。 (ウ) 普段介護予防教室等に参加していない高齢者が多く参加すると予測される介護予防外の講座シリーズ（「いきいきライフ講座」）の2講座にて「介護予防普及啓発講座」を実施し関心を高めます。 (エ) 「出前講座」では、生活の見直しや今後の良い習慣につながるようロコモティブシンドローム予防や介護予防（特に担当エリア内でリスクの高い認知症予防、口腔ケア向上）の説明をします。また、同じ目的を持つ仲間と定期的に集まり、活動することが生活の活性化につながり、介護予防になることも併せて伝えていきます。 (オ) 近い将来磯子5丁目にも介護予防拠点を作るため、来年度以降「出前健康講座」が実施できるように来年度は地盤固めをしていきます。
イ	地域介護予防活動支援事業として、エリア内で地域活動をしているグループメンバーを対象に、「スリーAの支援者養成講座」を実施し、地域づくり型の介護予防を推進します。
ウ	3つの元気づくりステーション「虹の会」（平成24年度～）「青空会」（平成28年～）「ステージ21磯子」（平成29年～）や平成23年度に自立化した「あじさい」

(脳力向上プログラムOB会)、今年度自主化した「サロン若葉」(磯子6丁目)が安定した活動ができるよう、引き続き支援します。

- エ 地域リハビリテーション活動支援事業として、磯子地域ケアプラザで毎年実施している「ボランティア感謝会」にて、地域でボランティア活動をしている方自身の生きがいや介護予防について、ボランティア活動継続のコツ、支援者としてのかかわり方、認知症の方へのかかわり方について作業療法士による講座を実施します。

## その他

### 児童虐待対策

- ア 虐待を発見したり、疑わしい事例があった場合は、速やかに、行政や児童相談所等に通報する義務がある旨を自主企画事業の中で参加者に周知します。
- イ 子育て支援事業の中で、親子の関係に目を向け、少しでも心配なことがあった場合は、区役所に報告をします。

## 施設の適正な管理について

### ア 施設の維持管理について

- (ア) 年間を振り返って、不具合箇所や更なる清掃・整備が必要な項目を洗い出し、建物管理及び清掃の年間計画を練り直します。その年間計画に沿って、毎月の定期清掃や定期点検を外部業者に委託し、日々の館内清掃は特定業務従事者が行い、来館者が心地よく利用できるよう努めます。更に、年に2回(6月・年末)全職員で不用品や書類の整理を行います。また、日常清掃で見落としがちな部分の清掃を実施し、清潔保持に努めます。その他、年3回、利用団体の方も参加して調理室の清掃及び食器や調理器具の漂白や消毒を行い、清潔に保ちます。
- (イ) 地域貢献の一環として「ハマロードサポーター」に参加し、毎月プラザ周辺の清掃を利用団体の方と行い、周辺環境の清潔保持に努めます。
- (ロ) 毎月の「安全衛生委員会」において、産業医の助言を受け、館内の環境整備、美化、安全性について検討し、不備な箇所や改善箇所は早急に対策を立てます。
- (ハ) 29年度、植栽管理業者の変更を行い、庭の樹木の剪定・刈込、除草そしてその活用方法等を率直に話し合い、以前とは趣の違う場所となりました。30年度は、遊歩道としても機能するように、地面にウッドチップを撒き、歩きやすくデイサービス利用者の機能訓練や楽しみの場所としても活用できるように整備します。
- (ニ) 29年度は老朽化による雨漏り対策等として、大型修繕工事を数か月に亘って実施しました。かなり改善できましたが、まだ不十分な箇所もあることから、追加工事の予定です。29年同様、来館者の安全を最大限に重視し、不備のないよう努めます。

#### イ 効率的な運営への取組について

- (ア) 法人本部を中心として、財務、事業のチェック、倫理綱領の徹底、苦情や相談で得られた情報を反映したサービスの品質管理・向上を行い、適正なコンプライアンスに基づいた運営を行います。
- (イ) 建物管理、保守、送迎車両リース等、委託業者選定に当たっては、電子入札制度を活用し、経費の削減に努めます。
- (ウ) 法人内、20ヶアプラザのスケールメリットを活かして、無駄を省いた運営に取り組みます。

#### ウ 苦情受付体制について

- (ア) 法人内で定めた「苦情受付規則」に基づき、苦情受付担当者、苦情解決責任者を決め、お客様からの意見・要望・苦情等に迅速・適切に対応します。
- (イ) 苦情があった場合、まずは受け付けた者が内容をきちんと把握し、然るべき関係各所につなぎます。なるべく早急に解決できるよう、また、解決に至らない場合でも、苦情申出者の心情を大切にします。
- (ウ) 自らの業務の振り返りや今後の改善に役立てるため、ロビーに「ご意見箱」を設置し、来館者より忌憚のない意見をいただけるようにします。
- (エ) 公正・中立の立場からの意見・調整を行う「第三者委員会」を法人内に設置し、適切な苦情解決に結びつく体制にします。更に、法人内のサービス向上委員会より毎月報告される各部門の苦情等を速やかに全職員に回覧、かつ会議等で取り上げ周知し、改善または回避に役立てます。

#### エ 緊急時(防犯・防災・その他)の体制及び対応について

- (ア) 日常警備は、専門の警備会社に委託し機械警備を行います。更に、遅番職員による館内巡回を毎日実施します。また、隣接する磯子地区センター及び区社協との連携を図り、防犯に役立てます。
- (イ) 磯子区緊急連絡網、法人内緊急時連絡体制及び磯子地域ケアプラザ内での連絡体制を明確にし、緊急時に役立てます。
- (ウ) 「防災対応マニュアル」「消防計画」を整備します。また、年2回の避難訓練を実施し、1回は磯子地区センター、区社協と合同で津波襲来を想定したもの、1回は消防署立会いの下、避難訓練、通報訓練及びAEDを使つての救命救急対応訓練をします。
- (エ) 福祉避難所として、緊急時に迅速に対応できるよう、備蓄品の確認を適宜行います。
- (オ) 災害時、なるべく早急に業務再開ができるよう「BCP(事業継続計画)」の作成と適宜更新を行い、実用的なものにします。
- (カ) 緊急時に素早い対応ができるよう、職員の安否確認のための「災害時伝言ダイヤル(たよれーる)」訓練を予告なしで行います。更に、幹部職員による「徒歩参集訓練」を年1回実施します。

#### オ 事故防止への取組について

- (ア) 緊急時(事故・急病時)に備えて、緊急時対応マニュアル、連絡網を整備し、どのような状況においても、誰もが同じ対応ができる体制づくりをします。
- (イ) 事件事例やヒヤリハットは、回覧及び朝のミーティングや毎月の会議において周知し、再発防止や未然の防止に役立てます。
- (ウ) 実際に起こった事故は、早急に振り返りを行い、問題点や改善点を話し合い、実行に移し、再発防止に努めます。
- (エ) 「事故の発生予防またはその再発の防止に関する研修」「事故の発生等緊急時の対応に関する研修」をケアプラザ内にて実施することで、危機管理の意識付けをします。

#### カ 個人情報保護の体制及び取組について

- (ア) 法人内にて「個人情報保護規程」を定め、「個人情報保護に関する基本方針」をプラザ内に貼り出し、来館者にもご覧いただけるようにします。更に、「個人番号及び特定個人情報取扱規則」も制定し、マイナンバー法にも対応します。
- (イ) ケアプラザ内にて個人情報保護管理担当者及び責任者を定め、「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を受講し、全職員に伝達研修します。
- (ウ) ケースファイルや相談票・各種記録等、個人情報に抵触するものは、施錠できる場所に保管し、持ち出し可能な磁気媒体の使用は一切禁止します。
- (エ) 個人情報を含んだ書類及び携帯電話の持ち出しが必要な場合は、「個人情報及び携帯電話持ち出し確認簿」に記入し、かつダブルチェックした後、専用バックを使用して紛失のリスク回避に努めます。
- (オ) 個人情報漏洩防止のため、郵便物の発送やFAX送信は、複数でダブルチェックをした後、「個人情報送付時チェックリスト」「個人情報送信時チェックリスト」に記録します。その際、FAXに関しては、氏名等のマスキングを徹底します。
- (カ) 法人全体で、パソコン等の使用ルールを徹底します。ウィルス感染予防のため、公用であってもホームページ等の閲覧は必要最低限とします。
- (キ) 広報紙やお便り等、個人が特定できる写真や記事を掲載する場合は、事前に了解を得た上で行います。

#### キ 情報公開への取組について

- (ア) 横浜市の「情報公開条例」の趣旨に基づき、情報開示請求があった場合は、法人内で定められた「情報公開規程」に沿って、個人情報保護に最大限に配慮しつつ対応します。
- (イ) 地域向け広報紙「コスモス」(年4回)の配布・回覧・掲示やケアプラザのホームページ、デイサービス向けにはデイ便り「秋桜」(毎月)を発行し、それぞれの事業や活動内容を発信します。
- (ウ) 毎年、各部門にてアンケートを実施し、それぞれの取り組みに対し忌憚のない意見を頂戴します。それらをまとめ、反省点や改善策をプラザ内に掲示、広報紙への掲載等、広く地域の方に公開します。

- (I) 介護サービスについては、第三者評価制度、情報公開制度等の調査を受け、結果については横浜市や県介護サービス情報公表センターのホームページにて公表します。更に、認知症デイサービス「ことのは」運営推進会議においては、毎回、事故及び苦情報告を報告します。

#### ク 人権啓発への取組について

- (ア) 毎年、法人として重要と捉えた観点から専門の外部講師を招き「人権研修」を実施します。(30年度は、7月19日 日本虐待防止研究・研修センター代表による研修)それらをその後、職場に持ち帰り、全職員に伝達研修をします。
- (イ) DIVERSITY(多様性)を大切にします。
- a 個々の「違い」を尊重し受け入れます。
  - b 人は皆、その存在価値において、等しく尊いという人権概念を核にします。
  - c 人は皆、違うからこそ尊いという認識で接します。
- 以上を常に意識し、業務を遂行します。

#### ケ 環境等への配慮及び取組について

- (ア) 節電・節水・ゴミの減量化に努めます。トイレの節水については、「流水音」を流し、無駄な排水を減らします。更に、不必要な照明は消灯します。
- (イ) 夏季は軽装(クールビズ)、冬季は温かい服装(ウォームビズ)での執務を心がけます。夏は、簾等を使用して節電に努めます。
- (ウ) 自施設のみならず、周辺への環境整備と地域支援も兼ねて「ハマロードサポーター」(道路の里親制度)に参加します。毎月、職員・貸室利用者及び地域住民とともに、磯子地域ケアプラザ前の道路清掃とゴミ拾い、除草等を行い環境美化に努めます。

## 介護保険事業

### ● 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

#### 《職員体制》

介護予防支援業務については、介護保険の指定介護予防支援事業所として実施する業務であり、地域支援事業の「包括支援事業」委託の保健師を管理者として主任ケアマネジャーと社会福祉士の3職種に加え、予防プランナー3名で構成します。

介護予防プランの作成が滞ることがないように、必要に応じて委託先の居宅支援事業所を増やします。

職員の資質向上を図るため、毎月会議を持ちケースの検討や相談を行い、スキルアップを心掛けます。

#### 《目標》

ア ケアプラン作成にあたっては要介護状態の予防に向けた目標を定め、自立支援型の介護予防マネジメントを実施します。本人や家族が主体的に参加し、具体的な活動ができるように情報提供を行い、生活の見直しや改善のための行動変容を行う支援を実施します。

イ 介護保険のサービスに留まらず、ケアプラザの自主企画事業や地域の体操グループ、宅配弁当や地域のインフォーマルサービス等を紹介します。

ウ 介護予防事業について、公共機関でのチラシの配布や、地区の掲示板の利用、横浜市の広報掲載などで周知し、地区連合町内会に出席して事業紹介を行い、介護予防の理解を得るよう努めます。

#### 《実費負担》

● 通常のサービス地域を超える地域に訪問・出張する場合の交通費（実費）

#### 《その他（特徴的な取組、PR等）》

地域包括支援センターは介護予防支援（介護予防支援ケアプラン作成等）の全体を所管することから、サービス事業者の選択を左右し得る立場になるため、公正・中立の確保に努めます。

またお客様の選択権を十分に尊重した上で、必要に応じて、居宅介護支援事業所に介護予防支援事業（介護予防ケアプランの原案作成）を委託します。

#### 《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
210	210	210	210	210	210
10月	11月	12月	1月	2月	3月
210	210	210	210	210	210

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

管理者（主任居宅介護支援専門員） 1名  
 （居宅介護支援専門員） 4名

月曜日から土曜日までを職員交代で勤務し、相談やサービスの調整等に応えられる体制をとっています。

《目標》

・要介護状態になったお客様が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、1人ひとりの能力や状態を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じた適切なサービスにつなげることを目標としています。また、多様な事業者から総合的、効率的にサービスが提供されるように公正中立な立場にたってケアプランを作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行っていきます。

・地域包括支援センターとの情報を共有し、新規のお客様が混乱することなくサービスを利用できるように支援します。

・介護サービス外の地域資源（配食、通院送迎、自費ヘルパー派遣等）を活用し、お客様の状況にあったケアプランを作成します。

・介護支援専門員連絡会等、外部との勉強会や法人内での事例検討研修や伝達会議、講習会への出席等で、ケアマネジャーとしてのスキルアップを図っています。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

通常のサービス提供地域を越える地域に訪問、出張する必要がある場合は、公共交通機関の運賃分（実費）

《その他（特徴的な取組、PR等）》

・適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように、公正中立な立場にたち居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業所等との連絡調整を行っていきます。

・事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス事業者、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めていきます。

《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
120	122	124	126	128	130
10月	11月	12月	1月	2月	3月
132	134	136	138	140	140

## ● 通所介護

### 《提供するサービス内容》

- お客様が自立した日常生活を営むことができ、ご家族の負担軽減を目標に、お客様の心身の状況に応じて、食事・入浴・排泄等の介護等を行うとともに年間計画に基づいた機能訓練を行いながら、自立支援、介護予防、認知症予防を行います。  
また、ご家族に向けては、介護方法の支援も行い在宅生活への継続を図ります。
- サービスメニューとして（通所介護計画書作成・健康状態の確認・送迎・食事提供・入浴・機能訓練・認知症対応・サークル活動等）を実施します。
- 事業の実施にあたり、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス事業者、ボランティア団体等の連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。

### 《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

#### （ア）1割負担分

（要介護1）662円（要介護2）782円（要介護3）905円  
（要介護4）1,030円（要介護5）1,154円  
（入浴加算）54円（サービス提供体制強化加算Ⅱ）7円  
（介護職員処遇改善加算）1ヶ月のご利用単位数の1000分の59に相当する単位数の料金が加算されます。

#### 2割負担分

（要介護1）1,323円（要介護2）1,563円（要介護3）1,810円  
（要介護4）2,059円（要介護5）2,307円  
（入浴加算）108円（サービス提供体制強化加算Ⅱ）13円  
（介護職員処遇改善加算）1ヶ月のご利用単位数の1000分の59に相当する単位数の料金が加算されます。

（イ）食費負担 700円

《事業実施日数》 週6日

《提供時間》 9：30 ～ 16：35

《職員体制》（1日あたり）

管理者：1名 生活相談員：1名 介護職員：9名 看護職員：2名  
機能訓練指導員：1名 調理員：2名 運転手：4名

《目標》「在宅生活を継続できるための自立支援」

- ・今できていることを継続してできるよう、介助をし過ぎず、お客様に合わせた介助を行います。
- ・個別機能訓練を行い、重介護状態の予防を行います。
- ・回想法やクラブ活動を通して認知症の予防に努めます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

個別支援に力を入れていきます。自立した生活が送れるよう、その人にあった個別機能訓練を実施します。

グループで行う回想法・音楽クラブを通して他者との交流を深めます。

園芸クラブ・制作クラブ・書道教室・絵画教室・はがき絵教室等、お客様一人ひとりの関心・興味を尊重した活動を提供します。

《利用者目標（延べ人数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
750	750	750	750	750	750
10月	11月	12月	1月	2月	3月
750	750	720	720	720	750

● 第1号通所介護

《提供するサービス内容》

- お客様が自立した日常生活を営むこと及びお客様のご家族の負担軽減を目標にお客様の心身の特性を踏まえ、身体の状態に応じて、食事・入浴・排泄等の支援を行うとともに、運動器向上訓練を行います。また、ご家族に向けては支援方法の周知を行います。
- サービスメニューとして（第1号通所介護計画書作成・健康状態の確認・送迎食事提供・入浴・運動器向上訓練・趣味活動等）を実施します。
- 事業の実施にあたり、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等の連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

（ア）

要支援1（週1回程度）要支援2（週1回程度）

・1割負担分

要支援1（週1回程度）要支援2（週1回程度）	1,766円
事業所評価加算	129円
運動器機能向上加算	242円
サービス提供体制加算	26円

・2割負担

要支援1（週1回程度）要支援2（週1回程度）	3,531円
事業所評価加算	258円
運動器機能向上加算	483円
サービス提供体制加算	52円
介護職員処遇改善加算1ヶ月のご利用単位数の1000分の59に相当する単位数の料金が加算されます。	

要支援2（週2回程度）

・1割負担分

要支援2（週②回程度）	3,621円
事業所評価加算	129円
運動器機能向上加算	242円
サービス提供体制加算	52円

・2割負担

要支援2（週2回程度）	7,241円
事業所評価加算	258円
運動器機能向上加算	483円
サービス提供体制加算	103円
介護職員処遇改善加算1ヶ月のご利用単位数の1000分の59に相当する単位数の料金が加算されます。	

（イ）食費負担 700円

《事業実施日数》 週6日

《提供時間》 9:30 ~ 16:35

《職員体制》（1日あたり）

管理者：1名 生活相談員：1名 介護職員：9名 看護職員：2名  
機能訓練指導員：1名 調理員：2名 運転手：4名

《目標》

「在宅生活を継続できるための自立支援」

- ・今できていることを継続してできるよう、介助をし過ぎず、お客様に合わせた介助を行います。
- ・個別機能訓練を行い、重介護状態の予防を行います。
- ・クラブ活動を通して認知症の予防に努めます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

自立した生活が送れるよう、その人に合った運動器機能訓練の実施を進めます。日常生活に必要な上肢・下肢運動を行い、クラブ活動を通して他者との意交流を図ります。

《利用者目標（契約者数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
23	23	23	23	23	23
10月	11月	12月	1月	2月	3月
23	23	23	23	23	23

## ● 認知症対応型通所介護

### 《提供するサービス内容》

- 認知症の症状のあるお客様が可能な限り在宅での日常生活を営むこと、及びご家族の介護負担軽減を目標に、お客様の心身の特性を踏まえ、身体の状態に応じて、食事・入浴・排泄等の介護を行うとともに、日常生活動作や身体機能の維持・向上を目的とした個別機能訓練、残存機能を活かした趣味活動等を行います。また、ご家族の介護に関する悩みを受け止め、介護方法の助言・支援をします。
- サービスメニューとして（認知症対応型通所介護計画書作成・健康状態の確認・送迎・食事提供・入浴・個別機能訓練・趣味活動等）を実施します。
- 事業の実施にあたり、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等の連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。

### 《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

#### （ア）1割負担分

（要介護1）	1,072 円	（要介護2）	1,188 円
（要介護3）	1,305 円	（要介護4）	1,422 円
（要介護5）	1,539 円	（個別機能訓練加算）	30 円
（入浴加算）	55 円		

（介護職員処遇改善加算）1ヶ月のご利用単位数の1000分の104に相当する単位数の料金が加算されます。

#### 2割負担分

（要介護1）	2,144 円	（要介護2）	2,376 円
（要介護3）	2,609 円	（要介護4）	2,844 円
（要介護5）	3,077 円	（個別機能訓練加算）	59 円
（入浴加算）	109 円		

（介護職員処遇改善加算）1ヶ月のご利用単位数の1000分の104に相当する単位数の料金が加算されます。

（イ）食費負担 700 円

《事業実施日数》 週6日

《提供時間》 9:30 ~ 16:35

### 《職員体制》（1日あたり）

管理者：1名 生活相談員：1名 介護職員：3名 看護職員：1名  
機能訓練指導員：1名 調理員：2名 運転手：4名

### 《目標》

- ・ 今日できたことを明日もできるように。
- ・ 役割を持ち、みんなで達成すること。
- ・ 日常生活に基づいた時間を過ごすこと。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・その日の記録（写真）をご家族にプレゼントし、デイサービスでの様子をお伝えします。（毎回実施）
- ・認知症対応型通所介護専用の送迎車両、専用スタッフを配置し、ご家族とも顔の見える関係づくりに努め、より充実した支援に結びつけます。
- ・認知症対応型通所介護に従事するスタッフを固定化します。  
お客様に、いつも同じスタッフが接することで、安心感を提供し、柔軟な対応ができるようにしています。更に、スタッフ間の「あうん」の呼吸を大切にします。
- ・お客様には、何もしない時間を作らず、常に刺激を感じていただきます。  
また、サービスをし過ぎて自立を阻害することなく、ひとつ先を伝え、できないことをお手伝いしていきます。

《利用者目標（延べ人数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
234	234	234	234	234	234
10月	11月	12月	1月	2月	3月
234	234	200	200	200	234